〇総務省告示第百九十九号

地 方税法 (昭 和二十五 年法律第二百二十六号) 附則第五十一条第四項の規定に基づき、 同項に規定する総

務大臣が指定する区域を次のように指定する。

平成二十四年五月三十一日

総務大臣 川端 達夫

限区 より + 村長に対して行う警戒区域 害対策本部長 \mathcal{O} 対 地 原子 象区 域の設定を行うことの指示 方 年法律第百五十六号)第二十条第三 7税法附 域 力災害 で I 則第五· あ (以下「原子力災害対策本部長」という。) l対策: 0 た ŧ + -本 \mathcal{O} 部 条第四 に 長 限る。 又は が 市 町 計 項に規定する総務大臣 (同法第二十条第三項又は第五 村 画 的 長 \mathcal{O} に対 設定の 避難区域 一項又は第五項 L て行 解除を行うことの指示と併せて行うも (平成二十四年三月三十一日に った警戒 $\widehat{\mathcal{O}}$ が指定する区 規定により 区 が 域 市 文は 項の規定により 町村長に対して行う帰還困 「域は、 同 計 法第十七 画 的 原子 避 難 条第一 おいて、 原子力災害対策本 力災害 区 域 の設 \mathcal{O} l対策特 に限る。 項に規定す 定を行うことの 同条第三 難 区域 別 措 0) 項 部 る 又は居住 置 対象区は 原子: $\widehat{\mathcal{O}}$ 長が 法 規定に (平成 力災 指 市 域 制 示 町

となった区域とする。